

* 北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

ページ

告 示

○特定調達契約に係る入札の公告……………（総務業務センター）	87
○支庁長の統轄に属さない出先機関の指定の一部改正……………（人事課）	88
○北海道職員の特殊勤務手当に関する条例に基づく医学研究調査手当の額の一部改正……………（人事課）	88
○北海道職員の特殊勤務手当に関する条例附則第2項の規定による離島その他医学研究調査に不便な地に所在する部局及び医学研究調査手当の額の一部改正……………（人事課）	89
○全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更……………（財政課）	89
○関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約の一部変更……………（財政課）	89
○環境影響評価に関する技術的方法等の一般的指針の全部改正……………（環境政策課）	89
○悪臭防止法に基づく規制基準の設定の全部改正……………（環境保全課）	89
○騒音規制法に基づく規制地域等の指定の一部改正……………（環境保全課）	90
○振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動を規制する地域等の指定の一部改正……………（環境保全課）	91
○悪臭防止法に基づく規制地域等の指定の全部改正……………（環境保全課）	91
○有害図書類の指定……………（道民活動文化振興課）	91
○土地改良区の役員の就任の届出……………（農業支援課）	92
○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業支援課）	92
○道営土地改良事業計画の決定……………（農業施設管理課）	92
○土地改良法による道営換地処分……………（農業施設管理課）	92
○知事権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	92
○知事権限に係る保安林の指定の解除……………（治山課）	92
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）	93
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課）	93
○土地収用法による土地の立入りの通知……………（建設部総務課）	93
○建設業を営む者に対する監督処分……………（建設情報課）	94
○道路の供用の開始……………（道路課）	95
○道路の区域の変更及び供用の開始……………（道路課）	96
○水防警報指定河川の指定……………（河川課）	96

○土砂災害警戒区域の指定……………（砂防災害課）	96
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（砂防災害課）	97
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正……………（出納局総務課）	98
○特定調達契約に係る資格の北海道告示登載事項の一部改正……………（出納局総務課）	98

札幌医科大学告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（3件）……………	98
----------------------------	----

告

示

北海道告示第215号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成19年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量（1台分に係る1月当たりの単価）

ア パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 63台

イ パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 16台

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間

ア 平成19年6月1日から平成23年5月31日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。

イ 平成19年6月1日から平成22年5月31日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成19年北海道告示第13号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

3 契約条項を示す場所

北海道総務部行政改革局総務業務センター

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館12階共用B会議室

（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道総務部行政改革局総務業務センター）

(2) 入 札 日 時 平成19年4月24日（火）午前10時30分（送付による場合は、平成19年4月23日（月）までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 一連の調達契約に関する事項

(1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

ア 名称及び数量 パーソナルコンピュータの売買 280台

イ 予 定 時 期 平成19年5月頃

(2) この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告

平成19年1月16日付け北海道告示第26号

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 3に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1台分に係る1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1台分に係る1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 入札参加申込書の提出

(1) 提 出 期 限 平成19年4月12日（木）午後5時（送付による場合は、平成19年4月11日（水）必着）

(2) 提 出 場 所 3に同じ。

10 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1台分に係る1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道総務部行政改革局総務業務センター

イ 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目
電話番号 011-204-5076

11 Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured :

a. Personal Computer 63 1set

b. Personal Computer 16 1set

B. Bid tendering date and time :

10 : 30 A. M., April 24, 2007

(Mailed bids must arrive no later than April 23, 2007)

C. Contact : Administrative Service Center, Administrative and Financial Reform Bureau
Department of General Affairs, Hokkaido Government Nishi 7-Chome, Kita 3-jo,
Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido 060-8588 Japan.
Phone : 011-204-5076

北海道告示第216号

昭和41年北海道告示第2337号（支庁長の統轄に属さない出先機関の指定）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行する。

平成19年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

「北海道競馬事務所
札幌医科大学」を「北海道競馬事務所」に改める。

北海道告示第217号

昭和47年北海道告示第1162号（北海道職員の特殊勤務手当に関する条例に基づく医学研究

調査手当の額)の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行する。

平成19年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

第2項の表中

札幌医科大学	学 長	30,000	25,000	20,000
	学 部 長 附属病院 長	25,000	20,000	15,000
	教 授	20,000	15,000	10,000
	助 教 授 そ の 他	15,000	10,000	5,000
北海道立身体障害者リハ ビリテーションセンター	所 長	80,000	75,000	70,000
	そ の 他	75,000	70,000	65,000

を

北海道立身体障害者リハ ビリテーションセンター	所 長	80,000	75,000	70,000
	そ の 他	75,000	70,000	65,000

に改め

る。

北海道告示第218号

昭和53年北海道告示第938号(北海道職員の特殊勤務手当に関する条例附則第2項の規定による離島その他医学研究調査に不便な地に所在する部局及び医学研究調査手当の額)の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行する。

平成19年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

第1項の表北海道立診療所の項中「北海道立余別診療所」及び「北海道立糠平診療所」を削る。

北海道告示第219号

新潟市及び浜松市を全国自治宝くじ事務協議会に加えるとともに、全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の6の規定に基づき、その例によることとされる同法第252条の2第2項の規定により、次のとおり告示し、平成19年4月1日から施行する。

平成19年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

全国自治宝くじ事務協議会に新潟市及び浜松市を加え、これに伴い全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。

第3条第2号中「堺市」の次に「、新潟市、浜松市」を加える。

附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

北海道告示第220号

新潟市及び浜松市を関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会に加えるとともに、関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の6の規定に基づき、その例によることとされる同法第252条の2第2項の規定により、次のとおり告示し、平成19年4月1日から施行する。

平成19年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会に新潟市及び浜松市を加え、これに伴い関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。

第3条第2号中「横浜市」の次に「、新潟市」を、「静岡市」の次に「、浜松市」を加える。

附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

北海道告示第221号

平成18年北海道告示第945号(環境影響評価に関する技術的方法等の一般的指針)の全部を次のように改正し、平成19年10月1日から施行する。

平成19年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道環境影響評価条例施行規則(平成11年北海道規則第7号)第7条、第12条から第14条まで、第28条、第29条の2、第38条、第49条、第51条から第53条まで及び第56条の規定に基づき、環境影響評価に関する技術的方法等の一般的指針を別冊のとおり定めた。

別冊は省略し、その別冊は、北海道環境生活部環境局環境政策課に据え置いて縦覧に供する。

北海道告示第222号

昭和49年北海道告示第2242号(悪臭防止法に基づく規制基準の設定)の全部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行する。

平成19年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

悪臭防止法（昭和46年法律第91号。以下「法」という。）第4条の規定により、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の規制基準を次のとおり定め、平成19年4月1日から適用する。

1 法第4条第1項第1号の規定に基づく敷地の境界の地表における規制基準

規制物質	区域の区分	A区域	B区域	C区域
アンモニア	ppm	1	2	5
メチルメルカプタン	ppm	0.002	0.004	0.01
硫化水素	ppm	0.02	0.06	0.2
硫化メチル	ppm	0.01	0.05	0.2
二硫化メチル	ppm	0.009	0.03	0.1
トリメチルアミン	ppm	0.005	0.02	0.07
アセトアルデヒド	ppm	0.05	0.1	0.5
プロピオンアルデヒド	ppm	0.05	0.1	0.5
ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0.009	0.03	0.08
イソブチルアルデヒド	ppm	0.02	0.07	0.2
ノルマルバレールアルデヒド	ppm	0.009	0.02	0.05
イソバレールアルデヒド	ppm	0.003	0.006	0.01
イソブタノール	ppm	0.9	4	20
酢酸エチル	ppm	3	7	20
メチルイソブチルケトン	ppm	1	3	6
トルエン	ppm	10	30	60
スチレン	ppm	0.4	0.8	2
キシレン	ppm	1	2	5
プロピオン酸	ppm	0.03	0.07	0.2
ノルマル酪酸	ppm	0.001	0.002	0.006
ノルマル吉草酸	ppm	0.0009	0.002	0.004
イソ吉草酸	ppm	0.001	0.004	0.01

2 法第4条第1項第2号の規定に基づく煙突その他の気体排出口における規制基準

1で定める規制基準を基礎として悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号。以下「環境省令」という。）第3条に定める方法により、特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに算出して得た流量。

3 法第4条第1項第3号の規定に基づく排水に含まれる特定悪臭物質の敷地外における規制基準

1で定める規制基準を基礎として環境省令第4条に規定する方法により算出したメチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル及び二硫化メチルの種類ごとの排水中の濃度の値。ただし、メチルメルカプタンは、環境省令第4条の規定により算出した排水中の濃度の値が1リットルにつき0.002ミリグラム未満の場合は、1リットルにつき0.002ミリグラムとする。

4 法第4条第2項第1号の規定に基づく敷地の境界の地表における規制基準

	A区域
石狩市	臭気指数 10

5 法第4条第2項第2号の規定に基づく煙突その他の気体排出口における規制基準

4で定める規制基準を基礎として環境省令第6条の2により算出された臭気排出強度又は臭気指数

6 法第4条第2項第3号の規定に基づく排水に含まれる悪臭原因物の敷地外における規制基準

4で定める規制基準を基礎として環境省令第6条の3により算出された臭気指数

備考1 A区域、B区域及びC区域とは、それぞれ工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域（平成19年北海道告示第225号）により、指定されたA区域、B区域及びC区域をいう。

2 特定悪臭物質の測定は、昭和47年5月30日環境庁告示第9号に定める方法によることとする。

北海道告示第223号

昭和63年北海道告示第315号（騒音規制法に基づく規制地域等の指定）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行する。

平成19年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

岩見沢市、砂川市、北広島市、石狩市及び北斗市の地域についての図を次の図のように改

める。

備考 この告示により指定された地域であって従前から引き続き騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により指定されていたものに係る同法第12条第3項に規定する「指定地域となつた日」は、当該地域が従前の規定により最初に指定地域となつた日である。

（「次の図」は、省略し、北海道環境生活部環境局環境保全課及び関係支庁に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第224号

昭和63年北海道告示第317号（振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動を規制する地域等の指定）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行する。

平成19年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

岩見沢市、砂川市、北広島市、石狩市及び北斗市の地域についての図を次の図のように改める。

備考 この告示により指定された地域であって従前から引き続き振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により指定されていたものに係る同法第12条第3項に規定する「指定地域となつた日」は、当該地域が従前の規定により最初に指定地域となつた日である。

（「次の図」は、省略し、北海道環境生活部環境局環境保全課及び関係支庁に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第225号

平成元年北海道告示第397号（悪臭防止法に基づく規制地域等の指定）の全部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行する。

平成19年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

悪臭防止法（昭和46年法律第91号。以下「法」という。）第3条の規定により、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域を次のとおり定める。

1 法第4条第1項の規定に基づく特定悪臭物質の規制基準を定める地域

小樽市、室蘭市、釧路市、帯広市、夕張市、岩見沢市、網走市、留萌市、苫小牧市、稚内市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、紋別市、士別市、名寄市、三笠市、根室市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、富良野市、登別市、恵庭市、伊達市、北広島

市、北斗市、当別町、七飯町、八雲町、倶知安町、共和町、岩内町、余市町、南幌町、奈井江町、長沼町、栗山町、鷹栖町、東神楽町、美瑛町、上富良野町、羽幌町、大空町、美幌町、斜里町、遠軽町、洞爺湖町、白老町、安平町、厚真町、むかわ町、日高町、新ひだか町、浦河町、音更町、士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、浦幌町、釧路町、厚岸町、標茶町、弟子屈町、白糠町、別海町及び中標津町の地域について、A区域、B区域及びC区域を次の図のとおり指定する。

2 法第4条第2項の規定に基づく臭気指数による規制基準を定める地域

石狩市の地域について、A区域を次の図のとおり指定する。

備考 この告示により指定された地域であって従前から引き続き法第3条の規定により指定されていたものに係る法第8条第3項に規定する「規制地域となつた日」は、当該地域が従前の規定により最初に規制地域となつた日である。

（「次の図」は、省略し、北海道環境生活部環境局環境保全課及び関係支庁に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第226号

北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第5条第1項第3号の規定により、次の図書類を有害図書類として指定する。

平成19年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

図書類の種別	図書コード等又は日本ビデオ倫理協会審査番号等	図 書 類 の 名 称	発 行 所、制 作 所、受 審 会 社 等
雑 誌	04167-04	ストリート・シュガー 4	2007年4月1日発行 株式会社 サ ン 出 版
同	18275-4	MAZI!【マジ!】 4月号	2007年4月1日発行 ミリオン出版株式会社
同	08877-4	Yha! Hip&Lip 4月号	2007年4月1日発行 株式会社ワニマガジン社
同	18763-04	もっとすごい本当のH話コレクション 4月号	2007年4月19日発行 株式会社 バウハウス
同	05464-04	SP EVO DVD Vol.13	2007年4月6日発行 英 知 出 版 株 式 会 社
同	04117-04	That's DAN Vol.91	2007年4月7日発行 株式会社 バウハウス
同	13778-4	Hオフィス裏情事セクハラ Vol.01	2007年4月20日発行 株式会社 一 水 社
同	13319-04	Keitai バンディッツ 4	2007年4月1日発行 ミリオン出版株式会社
同	08513-04	[月刊] メルフレボンパー 04	2007年4月1日発行 K K ベストセラーズ
同	14003-04	ザ・ベストマガジン 04	2007年4月1日発行 同
同	02189-4	オレンジ通信 4	2007年4月1日発行 株式会社 東京三世社
同	07679-4	ビデオボーイ No.276	2007年4月1日発行 英 知 出 版 株 式 会 社

雑 誌	06233-4	チョココミ！ 4月号	2007年4月1日発行	株式会社 東京三世社
同	13991-4	comic パズーカ 4月号	2007年4月1日発行	辰巳出版株式会社
同	02461-4	海賊 No.1 4月号	2007年4月1日発行	株式会社 竹 書 房
同	07373-04	ヴァッカ！VACCA！ Vol.93	2007年4月13日発行	株式会社 パウハウス
同	16151-4	Chuッスベシヤル 4月号	2007年4月1日発行	株式会社ワニマガジン社
指定の理由 著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため				

北海道告示第227号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、深川土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があった。

平成19年3月30日

			北海道知事 高 橋 はるみ	
就 任 年 月 日	理事・監事の別	氏 名 住 所		
平成19. 3. 15	理 事	森 初 雄	雨竜郡妹背牛町字大鳳5762番地	

北海道告示第228号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成19年3月30日

		北海道知事 高 橋 はるみ
認可年月日	土地改良区名	
平成19. 3. 15	空知土地改良区	
同 19. 3. 19	雨竜土地改良区	
同	南美原土地改良区	

北海道告示第229号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、平成19年4月3日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成19年3月30日

			北海道知事 高 橋 はるみ	
地 区 名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所		
サ ロ マ	草地整備〔担い手中核型〕（区画整理）	北海道網走支庁		
門 別	中山間地域総合整備（ほ場整備、客土、暗きょ、農用地改良保全）	北海道日高支庁		
新 冠 同		同		

北海道告示第230号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、鷹栖町鷹栖東地区の換地処分をした。

平成19年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第231号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成19年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 古宇郡神恵内村大字赤石村39の1・102（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、38の1
- 2 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
 - (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志支庁産業振興部林務課及び神恵内村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第232号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成19年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ		(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため	
1(1) 解除に係る保安林の所在場所 様似郡様似町字幌満109の3（次の図に示す部分に限る。）		（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課並びに北見市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）	
(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備			
(3) 解 除 の 理 由 指定理由の消滅			
2(1) 解除に係る保安林の所在場所 様似郡様似町字幌満109の3（次の図に示す部分に限る。）		北海道告示第234号	
(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備		森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。	
(3) 解 除 の 理 由 指定理由の消滅		平成19年3月30日	
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道日高支庁産業振興部林務課及び様似町役場に備え置いて縦覧に供する。）		北海道知事 高 橋 はるみ	
		1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 上川郡美瑛町（次の図に示す部分に限る。）	
		2 保安林として指定された目的 風害の防備	
		3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件	
		(1) 立 木 の 伐 採 の 方 法	
		ア 主伐に係る伐採種は、定めない。	
		イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	
		ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	
		(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。	
		（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道上川支庁産業振興部林務課及び美瑛町役場に備え置いて縦覧に供する。）	
北海道告示第233号		北海道告示第235号	
農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。		土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第1項ただし書の規定により、次のとおり土地に立ち入る旨、通知があった。	
平成19年3月30日		平成19年3月30日	
北海道知事 高 橋 はるみ		北海道知事 高 橋 はるみ	
1(1) 解除予定保安林の所在場所 北見市（国有林。次の図に示す部分に限る。）		1 起 業 者 の 名 称 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	
(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養		2 事 業 の 種 類 北海道新幹線建設工事及び附帯工事	
(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため		3 立ち入ろうとする土地の区域 上磯郡木古内町字建川、字鶴岡、字新道、字本町、字木古内、字大平、字札苺、字幸連、字橋呉及び字亀川	
2(1) 解除予定保安林の所在場所 虻田郡真狩村字神里101の1・108の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、108の2		北斗市茂辺地、市ノ渡、柳沢、三好、水無、桜岱、添山、押上、大工川、中野、清川、千代田、清水川、開発、白川、稲里、市渡及び村山	
(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備		亀田郡七飯町字鶴野、字飯田町及び字桜町	
(3) 解 除 の 理 由 指定理由の消滅			
3(1) 解除予定保安林の所在場所 虻田郡真狩村字豊川215の1・215の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）			
(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備			
(3) 解 除 の 理 由 指定理由の消滅			
4(1) 解除予定保安林の所在場所 虻田郡真狩村字豊川327の1（次の図に示す部分に限る。）			
(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備			
(3) 解 除 の 理 由 指定理由の消滅			
5(1) 解除予定保安林の所在場所 勇払郡むかわ町穂別長和472の1（次の図に示す部分に限る。）			
(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養			

4 立 入 期 間 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

北海道告示第236号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり廃業等の届出のあった建設業の許可を取り消した。

「次のとおり」は、省略し、その住所等は北海道建設部建設管理局建設情報課に備え置いて縦覧に供する。

平成19年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 許可の全部廃業

商 号 又 は 名 称	建設業の許可の番号	処分年月日
梅 田 鐵 鋼 株 式 会 社	般-15 石第16354号	平成19. 2.13
有限会社 丸 元 高 橋 工 務 店	般-18 石第499号	同 19. 2.14
有限会社 丸 政 服 部 工 業	般-15 石第18252号	同
有限会社 北 邦 建 設	般-14 石第15670号	同 19. 2.15
株式会社 タ ク マ 技 建	般-17 石第19063号	同 19. 2.16
株式会社 嘉 指 工 業	般-18 石第101号	同 19. 2.21
ハ ヤ シ 工 業	般-13 石第14010号	同 19. 2.23
旭硝子北海道建材株式会社	般-17 石第3460号	同 19. 2.28
光 陽 建 設 株 式 会 社	般-17 石第17025号	同
環 境 シ ス テ ム 株 式 会 社	般-15 後第1820号	同 19. 2. 8
関 工 業 所	般-14 後第506号	同 19. 2.22
佐 ヶ 木 建 設	般-16 空第991号	同 19. 1. 4
有限会社 井 上 工 務 店	般-14 空第259号	同 19. 1.12
有限会社 田 村 作 工	般-14 空第646号	同 19. 1.15
山 崎 商 工 株 式 会 社	般-14 空第1884号	同
秋 元 建 設 株 式 会 社	般-16 空第2604号	同
空 知 木 工 有 限 会 社	般-17 空第1997号	同 19. 1.18
佐 藤 塗 装 工 業	般-14 空第2079号	同 19. 1.22
ヨ シ モ ト 産 業 株 式 会 社	般-13 空第316号	同 19. 1.30
丸 北 北 嶺 興 業 株 式 会 社	般-18 空第3006号	同 19. 2. 8
小 林 木 工	般-13 空第2547号	同 19. 2.23
シーテック工業株式会社	般・特-14 留第151号	同 19. 2. 1
株式会社 渡 邊 建 設	特-14 網第145号	同 19. 2.13
株式会社 八 晃 建 設	般-14 十第594号	同 19. 2. 9

勇 建 設 有 限 会 社	般-14 十第2550号	同 19. 2.13
野 口 建 具 製 作 所	般-14 十第2626号	同 19. 2.26
田 中 住 建 株 式 会 社	般-14 根第5号	同 19. 2.22
磯 角 農 機 株 式 会 社	般-18 根第547号	同

2 許可の一部廃業

商 号 又 は 名 称	建設業の許可の番号	処分年月日
日本建機サービス販売株式会社	般-14 石第17956号	平成19. 2. 5
株式会社 ア ー ト	般-13 石第17677号	同 19. 2.15
株式会社 有 明 工 業 所	般-18 石第484号	同
株式会社 ホ ッ コ ウ	般-13 石第17683号	同
江 栄 工 業 株 式 会 社	般-13 石第8717号	同 19. 2.16
株式会社 小 林 塗 装	般-15 石第4969号	同 19. 2.20
大 東 通 工 株 式 会 社	般-17 石第2450号	同 19. 2.22
株式会社 染 野 建 設	般-13 石第786号	同 19. 2.23
有限会社 エ ス テ ィ 工 業	般-14 渡第3650号	同 19. 2.21
株式会社 寿 都 建 設	般-13 後第228号	同 19. 2.13
株式会社 寿 都 建 設	般-14 後第228号	同
進 成 建 設 株 式 会 社	般-14 空第859号	同 19. 1.12
今 野 建 設 株 式 会 社	般・特-16 空第996号	同 19. 1.22
株式会社 ミ ツ ワ ハ ウ ス	特-14 空第507号	同 19. 2. 7
寺 岡 工 務 株 式 会 社	特-14 空第339号	同 19. 2.27
株式会社 筒 渕 建 設	般-13 上第2873号	同 18.12. 7
株式会社 貝 森 組	特-17 留第333号	同 19. 1.31
国 安 産 業 株 式 会 社	般-14 網第533号	同 19. 2. 2
株式会社 郡 土 木	般-16 網第460号	同 19. 2.28
株式会社 開 発	般-13 胆第2817号	同 19. 1.12
株式会社 丸 博 野 沢 組	般-14 胆第2161号	同 19. 1.16
亀 倉 建 設 株 式 会 社	特-15 胆第196号	同 19. 1.24
壮 建 興 業 株 式 会 社	般・特-16 胆第350号	同 19. 2. 8
株式会社 南 川 産 業	般-13 胆第2038号	同 19. 2.22
株式会社 浜 出 建 設	般-13 十第341号	同 19. 2.13
有限会社 浜 藤 基 礎 工 業	般-14 十第3375号	同 19. 2.14
有限会社 ハ ウ ジ ン グ 信 和	般-13 十第2908号	同 19. 2.23
株式会社 三 和 設 備 工 業	特-14 根第354号	同 19. 2. 9

北海道告示第237号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成19年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

路線名及び縦覧場所	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 夕 張 新 得 線 北海道旭川土木現業所	勇払郡占冠村字上トマム2440番2地先から 勇払郡占冠村字上トマム1372番1地先まで	平成19. 3. 30
道道 上 雨 紛 台 場 線 北海道旭川土木現業所	旭川市神居町富沢199番1地先から 旭川市神居町富沢199番1地先まで	同
道道 十勝岳温泉美瑛線 北海道旭川土木現業所	上川郡美瑛町字美瑛原野281番10地先から 上川郡美瑛町字美瑛原野433番1地先まで	同
道道 士 別 滝 の 上 線 北海道旭川土木現業所	士別市朝日町上似峡国有林上川北部森林管理署73林班ち小班地先から 士別市朝日町上似峡国有林上川北部森林管理署73林班ち小班地先まで	同
道道 三 和 剣 淵 線 北海道旭川土木現業所	上川郡剣淵町南桜町9021番3地先から 上川郡剣淵町南桜町9021番3地先まで	同
道道 ベンケ下川停車場線 北海道旭川土木現業所	上川郡下川町南町584番1地先から 上川郡下川町南町434番1地先まで	同
道道 温根別剣淵停車場線 北海道旭川土木現業所	上川郡剣淵町西原町2819番地先から 上川郡剣淵町西原町2722番2地先まで	同
道道 枝 幸 音 威 子 府 線 北海道稚内土木現業所	枝幸郡枝幸町下幌別5156番3地先（一般国道238号交点）から 枝幸郡枝幸町下幌別5156番1地先まで 枝幸郡枝幸町歌登桧垣町139番6地先から 枝幸郡枝幸町歌登桧垣町131番20地先まで	同 同
道道 杏形仙法志鴛泊線 北海道稚内土木現業所	利尻郡利尻富士町鴛泊字雄忠志内184番地先から利尻郡利尻富士町鴛泊字雄忠志内国有林宗谷森林管理署128林班地先まで 利尻郡利尻富士町鴛泊字湾内146番1地先から 利尻郡利尻富士町鴛泊字港町4番4地先まで	同 同
道道 利 尻 富 士 利 尻 線 北海道稚内土木現業所	利尻郡利尻富士町鴛泊字大磯地先（国有未開地）から 利尻郡利尻富士町鴛泊字大磯地先（国有未開地）まで	同
；	利尻郡利尻富士町鴛泊字本泊1130番1地先から 利尻郡利尻富士町鴛泊字本泊1130番1地先まで	同
道道 豊 富 浜 頓 別 線 北海道稚内土木現業所	宗谷郡猿払村字上猿払2709番1地先から 宗谷郡猿払村字上猿払2865番1地先まで 宗谷郡猿払村字上猿払3892番地先から 宗谷郡猿払村字上猿払648番4地先まで	同 同

道道 津 別 陸 別 線 北海道帯広土木現業所	足寄郡陸別町字陸別原野西1線349番10地先から 足寄郡陸別町字陸別原野基線328番7地先まで	同
道道 豊 頃 糠 内 芽 室 線 北海道帯広土木現業所	中川郡豊頃町農野牛648番地先から 中川郡豊頃町農野牛715番地先まで	同
道道 帯 広 浦 幌 線 北海道帯広土木現業所	河東郡音更町十勝川温泉北11丁目1番4地先から 河東郡音更町十勝川温泉北12丁目1番38地先まで	同
道道 帯 広 新 得 線 北海道帯広土木現業所	河東郡音更町字下音更北5線西22番1地先から 河東郡音更町字然別北5線西28番1地先まで 上川郡新得町字上佐幌785番36地先から 上川郡新得町字上佐幌693番1地先まで	同 同
道道 鹿 追 糠 平 線 北海道帯広土木現業所	河東郡鹿追町国有林十勝西部森林管理署東大雪支署2174林班に小班地先から河東郡鹿追町国有林十勝西部森林管理署東大雪支署2174林班に小班地先まで	同
道道 中 美 生 芽 室 線 北海道帯広土木現業所	河西部芽室町美生2線30番3地先から 河西部芽室町美生2線24番4地先まで	同
道道 下居辺高島停車場線 北海道帯広土木現業所	河東郡士幌町字下居辺基線107番1地先から 河東郡士幌町字下居辺基線107番1地先まで 河東郡士幌町字下居辺基線105番8地先から 河東郡士幌町字下居辺基線89番3地先まで	同 同
道道 士 幌 然 別 湖 線 北海道帯広土木現業所	河東郡士幌町字上音更西6線179番2地先から 河東郡士幌町字上音更西6線179番1地先まで	同
道道 忠 別 清 水 線 北海道帯広土木現業所	上川郡清水町字清水基線11番3地先から 上川郡清水町字清水基線9番3地先まで 上川郡新得町字トムラウシ国有林十勝西部森林管理署東大雪支署1093林班ろ1小班地先（河川敷地）から上川郡新得町字トムラウシ国有林十勝西部森林管理署東大雪支署1092林班い小班地先（河川敷地）まで	同 同
道道 笹 川 士 幌 線 北海道帯広土木現業所	河東郡音更町字西中音更北15線15番6地先から 河東郡音更町字西中音更北15線15番1地先まで	同
道道 大 津 旅 来 線 北海道帯広土木現業所	中川郡豊頃町旅来1012番1地先から 中川郡豊頃町旅来974番1地先まで	同
道道 士 幌 上 土 幌 線 北海道帯広土木現業所	河東郡士幌町字士幌西2線207番2地先から 河東郡士幌町字士幌西2線211番1地先まで	同
道道 中 札 内 インター線 北海道帯広土木現業所	河西部中札内村協和東1線247番4地先から 河西部中札内村協和東3線247番19地先まで 河西部中札内村協和東3線247番19地先から 河西部中札内村協和東3線248番4地先まで	同 同

道道 早 来 千 歳 線
北海道室蘭土木現業所

道道 杏形仙法志鴛泊線
北海道稚内土木現業所

道道 豊頃糠内芽室線
北海道帯広土木現業所

道道 花咲港温根沼線
北海道釧路土木現業所

道道 中西別計根別線
北海道釧路土木現業所

道道 別海厚岸線
北海道釧路土木現業所

道道 摩周湖中標津線
北海道釧路土木現業所

勇払郡安平町早来富岡289番1地先（道道千歳鶴川線交点）から
勇払郡安平町早来富岡286番103地先まで

利尻郡利尻富士町鬼脇字石崎68番1地先から
利尻郡利尻富士町鬼脇字石崎89番2地先まで

利尻郡利尻富士町鬼脇字石崎141番地先から
利尻郡利尻富士町鬼脇字石崎163番6地先まで

利尻郡利尻富士町鬼脇字石崎241番2地先から
利尻郡利尻富士町鬼脇字石崎258番地先まで

河西郡芽室町本通り1丁目12番1地先から
河西郡芽室町本通り9丁目2番1地先まで

根室市西和田220番1地先から
根室市西和田220番1地先まで

野付郡別海町上春別316番4地先から
野付郡別海町上春別316番22地先まで

野付郡別海町別海335番31地先から
野付郡別海町別海343番1地先まで

標津郡中標津町字養老牛153番1地先から
標津郡中標津町字西竹973番1地先まで

平成19. 3.30

同

同

同

同

同

同

北海道告示第238号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成19年 3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

1

道路の種類

道道

2

道路の路線名、縦覧場所及び区域

路線名及び縦覧場所	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道などの重複区間
岩見沢 三笠線 北海道札幌土木現業所	三笠市弥生花園町28番80地先から 三笠市弥生花園町28番151地先まで		前	20.00mから 52.00mまで	312.00m	――
			後	20.00mから 52.00mまで	312.00m	――
三笠 栗山線 北海道札幌土木現業所	岩見沢市栗沢町茂世丑1856番地先から 岩見沢市栗沢町茂世丑1851番地先まで		前	20.00mから 52.00mまで	501.00m	――
			後	22.00mから 34.91mまで	501.00m	――

稚 内 天 塩 線
北海道留萌土木現業所

豊 富 遠 別 線
北海道留萌土木現業所

上間寒問寒別停車場線
北海道留萌土木現業所

小 清 水 女 満 別 線
北海道網走土木現業所

別 海 厚 岸 線
北海道釧路土木現業所

天塩郡幌延町字浜里181番8地先（河川敷地）から
天塩郡天塩町字川口8765番1地先まで

天塩郡遠別町字幸和791番1地先から
天塩郡遠別町字幸和663番地先まで

天塩郡幌延町字上間寒770番2地先から
天塩郡幌延町字上間寒770番2地先まで

網走市字音根内185番3地先から
網走市字実豊263番1地先まで

厚岸郡浜中町茶内西7線732番地先から
厚岸郡浜中町茶内西4線414番地先まで

前

後

前

後

前

後

前

後

前

後

9.75mから
46.45mまで

11.58mから
46.72mまで

14.52mから
15.15mまで

14.52mから
15.58mまで

20.60mから
30.00mまで

17.50mから
22.00mまで

10.80mから
25.00mまで

10.90mから
104.63mまで

10.90mから
104.63mまで

15.00mから
25.08mまで

23.50mから
45.09mまで

23.50mから
45.09mまで

1,208.16m

1,208.16m

1,108.20m

1,108.20m

263.00m

263.00m

1,869.00m

1,273.00m

1,273.00m

1,574.70m

1,565.20m

1,565.20m

――

――

――

――

――

――

――

――

――

――

――

北海道告示第239号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により、水防警報を行う河川を次のとおり指定した。

平成19年 3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

水系名	河川名	水	防	警	報	区
		左		岸		右
石狩川	支川 徳富川	樺戸郡新十津川町字幌加21番23地先の南幌加橋下流端から樺戸郡新十津川町字中央81番15地先の水道橋下流端まで				樺戸郡新十津川町字幌加127番15地先の南幌加橋下流端から樺戸郡新十津川町字中央8番7地先の水道橋下流端まで

北海道告示第240号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成19年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 土砂災害警戒区域の箇所番号
室蘭御崎（Ⅰ－3－194－1834）
- 2 土砂災害警戒区域の表示
室蘭市御崎町2丁目（次の図のとおり）
- 3 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
（「次の図」は省略し、その図面を北海道室蘭土木現業所及び室蘭市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第241号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成19年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
上川層雲峡13（Ⅰ－4－31－2174）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
上川郡上川町層雲峡（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
層雲峡小学校の沢（右の沢）（Ⅰ11）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
上川郡上川町層雲峡（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に

関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項
次の図のとおり

- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
層雲峡小学校の沢（左の沢）（Ⅰ11）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
上川郡上川町層雲峡（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
室蘭緑町3（Ⅰ－3－99－1739）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
室蘭市緑町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
室蘭緑町1（Ⅰ－3－103－1743）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
室蘭市緑町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
室蘭大沢町2丁目2（Ⅰ－3－204－1844）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
室蘭市大沢町2丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項
次の図のとおり

7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
室蘭輪西1（I-3-219-1859）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
室蘭市輪西町1丁目（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項
次の図のとおり

8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
室蘭中島本町3丁目4（I-3-247-1887）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
室蘭市中島本町3丁目（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項
次の図のとおり

9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
室蘭中島本町3-2（I-3-249-1889）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
室蘭市中島本町3丁目（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項
次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を関係土木現業所並びに室蘭市役所及び上川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第242号
昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指

定）の一部を次のように改正し、平成19年4月2日から施行する。
平成19年3月30日
北海道知事 高 橋 はるみ
2 売りさばき人の項株式会社北海道銀行の事項中「同 芽室支店」の次に「同 芽室支店芽室町役場派出所」を、「同 広尾支店」の次に「同 広尾支店広尾町役場派出所」の各1事項を加え、同項須藤弘三の事項を削る。

北海道告示第243号
平成16年北海道告示第447号（特定調達契約に係る資格の北海道告示登載事項）を次のように改正し、特定調達契約に係る資格に関する公示が平成19年3月30日以後に行われるものについて適用する。
平成19年3月30日
北海道知事 高 橋 はるみ
2の事項を次のように改める。
2 資格要件の特例
中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）については、当該組合又はその連合会が次のいずれかに該当するときは、2に掲げる営業年数等の要件は、適用しない。
(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
(2) 企業組合及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。
3の(1)のイの事項中「中小企業等協同組合（企業組合を除く。）」を「中小企業組合等（企業組合及び協業組合を除く。）」に改め、3の(1)のエの事項を次のように改める。
エ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
3の(1)のオの事項を削る。

札幌医科大学告示

札幌医科大学告示第71号
次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成19年3月30日

札幌医科大学長 今 井 浩 三

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

札幌医科大学附属病院寝具類賃貸借契約

- | | | | |
|-------------|------------|--------|----------|
| (1) 患者用寝具 | 1日1組当たりの単価 | 調達予定数量 | 276,500組 |
| (2) 病衣 | 1日1組当たりの単価 | 調達予定数量 | 189,000組 |
| (3) 肌着（下着） | 1枚当たりの単価 | 調達予定数量 | 6,800枚 |
| (4) 肌着（中着） | 1枚当たりの単価 | 調達予定数量 | 6,800枚 |
| (5) 肌着（長着） | 1枚当たりの単価 | 調達予定数量 | 6,800枚 |
| (6) 洋オムツ | 1枚当たりの単価 | 調達予定数量 | 1,800枚 |
| (7) 保育器用シーツ | 1枚当たりの単価 | 調達予定数量 | 3,200枚 |
| (8) 宿直用寝具 | 1日1組当たりの単価 | 調達予定数量 | 19,500組 |

2 落札を決定した日

平成19年3月15日

3 落札者の氏名及び住所

- | | |
|---------|--------------------------|
| (1) 氏 名 | ワタキューセイモア株式会社 |
| (2) 住 所 | 京都府綴喜郡井手町大字多賀小字茶臼塚12番地の2 |

4 落札金額

- | | |
|-----|---------|
| (1) | 140円50銭 |
| (2) | 42円40銭 |
| (3) | 34円 |
| (4) | 34円 |
| (5) | 34円 |
| (6) | 17円50銭 |
| (7) | 50円 |
| (8) | 284円30銭 |

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成19年2月2日付け札幌医科大学告示第7号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- | | |
|---------|----------------|
| (1) 名 称 | 札幌医科大学事務局業務課 |
| (2) 所在地 | 札幌市中央区南1条西16丁目 |

札幌医科大学告示第72号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成19年3月30日

札幌医科大学長 今 井 浩 三

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- | | | |
|------|-------------|---------------------------|
| (1)ア | 落札に係る物品等の名称 | ドセタキセル（20mg／瓶（溶解液付）） |
| | 1瓶当たりの単価 | |
| イ | 数量 | 調達予定数量 2,000瓶 |
| (2)ア | 落札に係る物品等の名称 | インフリキシマブ（遺伝子組換え）（100mg／瓶） |
| | 1瓶当たりの単価 | |
| イ | 数量 | 調達予定数量 500瓶 |

2 落札を決定した日

平成19年3月16日

3 落札者の氏名及び住所

- | | |
|---------|---------------------|
| (1) 氏 名 | 株式会社ほくやく |
| 住 所 | 札幌市中央区北11条西14丁目1番1号 |
| (2) 氏 名 | 株式会社ほくやく |
| 住 所 | 札幌市中央区北11条西14丁目1番1号 |

4 落札金額

- | | |
|-----|----------|
| (1) | 19,200円 |
| (2) | 100,400円 |

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成19年2月2日付け札幌医科大学告示第8号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- | | |
|---------|----------------|
| (1) 名 称 | 札幌医科大学事務局業務課 |
| (2) 所在地 | 札幌市中央区南1条西16丁目 |

札幌医科大学告示第73号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成19年3月30日

札幌医科大学長 今 井 浩 三

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

札幌医科大学附属病院医療器械等中央管理業務 一式

2 落札を決定した日

平成19年3月23日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 株式会社ムトウテクノス

(2) 住 所 札幌市中央区北2条西17丁目1番地2

4 落札金額

96,600,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の告示

平成19年2月9日付け札幌医科大学告示第16号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 札幌医科大学事務局業務課

(2) 所在地 札幌市中央区南1条西16丁目
